

○ 金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百号）（附則第三十二条関係）

改正案	現行
（定義） 第二条 この法律において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。 一 四 （略） 五 有価証券（証券取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに同条第二十項に規定する有価証券先物取引（第十号において「有価証券先物取引」という。）及び同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引（第十一号において「有価証券先渡取引」という。）に該当するものを除く。） 六 九 （略） 十 有価証券先物取引、証券取引法第二十一条に規定する有価証券指数等先物取引、同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引、同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項に規定する金融先物取引等又はこれらの取引の取次ぎ 十一 有価証券先渡取引、証券取引法第二条第二十五項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引、同条第二十六項に規定する有価証	（定義） 第二条 この法律において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。 一 四 （略） 五 有価証券（証券取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに同条第十七項に規定する有価証券先物取引（第十号において「有価証券先物取引」という。）及び同条第二十一項に規定する有価証券先渡取引（第十一号において「有価証券先渡取引」という。）に該当するものを除く。） 六 九 （略） 十 有価証券先物取引、証券取引法第十八項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第十九項に規定する有価証券オプション取引、同条第二十項に規定する外国市場証券先物取引若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第九項に規定する金融先物取引等又はこれらの取引の取次ぎ 十一 有価証券先渡取引、証券取引法第二条第二十二項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引、同条第二十三項に規定する有価証

券店頭オプション取引、同条第二十七項に規定する有価証券店頭 指数等スワップ取引若しくは金融先物取引法第二条第五項に規定 する店頭金融先物取引又はこれらの取引の取次ぎ 十二・十三 (略) 2 4 (略)	券店頭オプション取引、同条第二十四項に規定する有価証券店頭 指数等スワップ取引若しくは金融先物取引法第二条第五項に規定 する店頭金融先物取引又はこれらの取引の取次ぎ 十二・十三 (略) 2 4 (略)
---	---